

高齢者のインフルエンザ定期接種のお知らせ

インフルエンザは、初冬から春先にかけて毎年流行します。インフルエンザにかかっている人の咳やくしゃみの飛沫に含まれるウイルスによって感染します。発症すると、38℃以上の発熱、頭痛、筋肉痛など全身の症状が急にあらわれます。慢性疾患を持つかたは、原疾患の増悪とともに、呼吸器に二次的な細菌感染症を起こしやすくなります。

予防接種を受ける前に、この「お知らせ」をよく読んでから予診票に記入をして、情報を医師に正しく伝えてください。

なお、接種を受けるかたの接種希望が確認できない場合は接種できません。

【インフルエンザ予防接種の効果】

発症をある程度おさえる効果や重症化を予防する効果があると報告されています。

接種後の予防効果が出現まで2週間程度、効果の持続は約5か月間とされています。

1 実施期間 9月24日から翌年2月28日まで

2 対象者 秋田市に住民登録のある次の①又は②に該当するかた

①接種日に65歳以上のかた

②接種日に60歳から64歳のかたで、心臓、じん臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に、身体障害者手帳1級相当の障がいをお持ちのかた
・身体障害者手帳の写し等（氏名、障がい名、等級が確認できるもの）を医療機関へ提示してください。

3 接種料金（自己負担額） 接種料金は医療機関により異なります。

①課税世帯に属するかた

医療機関が定める接種料金－市助成額＝自己負担額

②非課税世帯に属するかた

医療機関が定める接種料金－市助成額＝自己負担額

・最新の「非課税証明書(※1)」、「介護保険料額決定（変更）通知書(※2)」、「介護保険負担限度額認定証(※3)」のいずれかを医療機関に提示してください。

(※1)市役所市民税課、各市民SC（中央・東部・南部別館除く）、駅東SC、各連絡所で、「予防接種用」として窓口で申請すると無料で発行できます。
コンビニ交付は世帯全員が非課税であることが確認できないため、不可とします。

(※2)毎年7月頃に65歳以上のかた全員に送付されます。所得段階区分が第1段階～第3段階と記載されているかたが非課税世帯に属するかたです。

(※3)介護保険サービスを利用しているかたで、お持ちのかたのみ

③生活保護受給者又は中国残留邦人等に該当するかた：無料

・「医療のしおり」等の受給証明書を医療機関へ提示してください。

4 持ち物 「マイナンバーカード」など年齢の分かるもの

◇東日本大震災に係る原発避難者特例法の指定地域より秋田市に避難しているかたは接種券が必要です。申請手続きについては、健康管理課までお問い合わせください。

『裏面もご覧ください』

5 予防接種を受けることができないかた

- ①接種当日、発熱しているかた（診察時に測定した体温が37.5℃以上）
- ②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかなかた
- ③インフルエンザ予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシー（※）を起こしたかた
※「アナフィラキシー」とは、通常接種後30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことで、発汗、顔が急に腫れる、吐き気、嘔吐、声が出にくい、息が苦しいなどの症状に続きショック状態になるような激しい全身反応のことです。
- ④インフルエンザの定期接種で、接種後2日以内に発熱や全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を起こしたことがあるかた
- ⑤今年度、すでにインフルエンザ予防接種を受けられたかた
- ⑥その他、医師が不適当な状態と判断した場合

6 予防接種を受けるに際し、担当医師と相談が必要なかた

- ①心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患を有するかた
- ②過去にけいれんの既往のあるかた
- ③過去に免疫不全の診断を受けたかた、近親者に先天性免疫不全症者がいるかた
- ④間質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器系疾患を有するかた、鶏卵、鶏肉、その他鶏由来のものに対してアレルギーを呈するおそれのあるかた
- ⑤接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを起こすおそれのあるかた
- ⑥バイアルのゴム栓に乾燥天然ゴム（ラテックス）が含まれている製剤を使用する際の、ラテックス過敏症のあるかた

7 予防接種後の注意

- ①予防接種を受けた後30分間は、急な副反応が起こることがありますので、医療機関で安静にして様子をみてください。また、接種後24時間は、副反応の出現に注意が必要です。
- ②接種後は、接種部位を清潔に保ち、接種当日は激しい運動を控えてください。
- ③入浴は差し支えありません。

8 接種後の主な副反応

- ・局所反応：注射部位の腫れ、発赤、痛み
- ・全身反応：発熱、頭痛、寒気（悪寒）、だるさ（倦怠感）

通常2～3日でなくなります。まれに強い副反応を起こすことがあります。

（上記のほかにギラン・バレー症候群、けいれん、急性散在性脳脊髄炎などが報告されています。）

接種後、上記のような症状で強い反応があった場合は、速やかに医師の診察を受けてください。

【予防接種健康被害救済制度について】

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、生活に支障がでるような障がいが残るなど、健康被害が生じた場合は、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

【お問い合わせ先】

秋田市保健所 健康管理課 予防接種担当
TEL 883-1179